

平成25年5月13日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第26条第1項に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の5件（規格基準型特保1件、再許可等特保4件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課 松原、鉄橋

TEL : 03-3507-9222（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※1、消費者庁で審査を行い許可とする再許可等特定保健用食品(5件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	グルコケア「粉末スティック」	大正製薬株式会社	粉末清涼飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、食物繊維として難消化性デキストリンを含んでおり、食事に含まれる糖の吸収をおだやかにする働きがあります。食事とともにお飲みいただくことで、食後血糖値の上昇がゆるやかになるため、食後の血糖値が気になる方に適しています。	多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などにご相談の上お飲みください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。	1日3回、食事とともに1回1包(6g)を約100mlのお湯または水に溶かしてお飲みください。	再許可等特保	25.5.13	1404
2	ペプシスペシャル ミント	サントリー食品インターナショナル株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかゆるくなる場合があります。	お食事の際に1本(490ml)、1日1回を目安にお飲みください。	再許可等特保	25.5.13	1405
3	ペプシスペシャル レモンミント	サントリー食品インターナショナル株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、難消化性デキストリン(食物繊維)の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかゆるくなる場合があります。	お食事の際に1本(490ml)、1日1回を目安にお飲みください。	再許可等特保	25.5.13	1406
4	血糖値が気になる方の雑穀ブレンド茶	株式会社東洋新薬	粉末清涼飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がりください。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	食事とともに1袋(5.6g)を目安にお召し上がりください。	規格基準型特保	25.5.13	1407
5	三ツ矢サイダー プラス	アサヒ飲料株式会社	炭酸飲料	難消化性デキストリン(食物繊維として)	本品は、食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。	本品を多く摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は医師にご相談の上ご使用ください。飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかゆるくなる場合があります。	お食事の際に1本(350ml)、1日1回を目安にお飲みください。	再許可等特保	25.5.13	1408

※1 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号より)